

会 議 録

会 議 名	八王子市子ども・子育て支援審議会 第8回事業部会	
日 時	平成26年 5月27日(火) 午後 4時10分～ 5時30分	
場 所	八王子市役所 本庁舎 第5委員会室	
出席者氏名	委 員	高橋洋部会長、井上仁委員、大須賀美奈子委員、岡崎理香委員、栗本正男委員、高橋哲男委員、立石晴美委員、山口茂委員（部会長以下五十音順）
	関連所管	
	事 務 局	平塚裕之課長、新堀信晃課長、秋元政人主査、川上寧子主査、小澤研主査、岸貴子主査、井垣利朗主査、坂井厚彦主査、永井太主査、下谷晴一郎主査
欠席者氏名	チャーリー磯崎委員	
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 市立学童保育所の保育料について 2 市立学童保育所の入所基準について 3 答申(案)について 4 児童の自立と成長を考慮した放課後の居場所について 	
公開・非公開の別	公開	
非公開理由		
傍聴人の数	なし	
配付資料名	○市立学童保育所の保育料(案) ○市立学童保育所の入所基準(案) ○答申(案) ○児童の自立と成長を考慮した放課後の居場所について	
会議の内容	別紙のとおり	
会議録署名人	平成26年10月10日 高橋 洋	

【高橋（洋）部会長】では、よろしく申し上げます。先ほどの審議会で案内があったとおり、条例案を6月1日からパブリックコメントに掛けるとのこと。積み残しの無いよう、効率的に話し合いをさせていただければと思います。

まず、最初の議題の保育料について申し上げます。

【事務局】資料は4月の審議会と同一で、前は時間がなかったため、今回ご意見をいただきたいと思っております。

（資料「市立学童保育所の保育料（案）」について説明）

市としては、応益負担の考え方と別に、子育て世帯の負担軽減を図る必要があると考えています。そのため、「保育料の改定を行う際には、国が示した負担割合を基本としながらも、子育て世帯の負担軽減を考慮しながら金額を決定する」という形で進めたいと考えています。

現時点で、具体的に金額がいくらになるのか、ということについては、国が来年度の財源について示していないため、事務局としても掴みかねている状態で、今回の資料は、仮に保育料の金額を変更した場合、どれだけの負担率になるのか、というものになります。現時点では、考え方のみを示したものとしてご理解いただきたいと思っております。

【高橋（洋）部会長】確認ですが、国が示した負担割合は、国・都・市が各6分の1、保護者が2分の1で、その考え方ですと保護者負担の金額は1万3,400円になります。しかしそれでは高すぎるため、1万円、9,000円、8,000円くらいで考えて行くということで良いですか。

【事務局】国の考え方の負担率50パーセントでは、現在の7,000円の倍近い金額になってしまいますので、金額を上げるとしても、保護者の負担を考慮し、8,000円から1万円程度が妥当ではないかと考えています。

【高橋（洋）部会長】国の数字どおりだと1万3,400円ですが、それを仮に1万円とした場合、差額3,400円は市で負担することになるのですか。その場合、市の負担は6分の1ではなく、もっと増えることになるのですか。

【事務局】はい。市の負担は増え、不足分は市の一般財源で賄うこととなります。

【井上委員】決算ベース18.7パーセントという負担率は、決まっている訳ではなく、結果としてこの数字になるということですか。

【事務局】あらかじめ決定されているわけではなく、かかった費用と保護者から実際に回収できた学童保育料で計算した数字が、18.7パーセントです。

一方、表の中の数字は、施設の定員で計算しています。実際には定員全員が入っておらず、また、その中の約20パーセントの方は免除となるため、資料で20パーセントの負担となっても、決算ベースで計算すると、もっと保護者負担の比率は落ちることになります。

【高橋（哲）委員】では、現行と同じ決算ベース18.7パーセントになるのは、この表でいうとどの部分になりますか。それが一つの目安になると思います。

【事務局】それぞれ根拠となる分母が異なっているため、直接の比較はできません。

【井上委員】もともと、7,000円の設定にはどのような根拠があったのですか。

【事務局】根拠については、決まった当時からかなり年数が過ぎており、不明な点が多く、わかったとしても現時点でその当時と同じ考え方が成立するかどうかわかりません。

【井上委員】重要なのは市の負担率の考え方で、金額そのものはそれを基に設定すれば良いと思います。現行の7,000円の考え方はどのようなものなのか、金額をいくら上げるのが妥当なのかを判定するには、この負担率の比較をする必要がありますが、このままでは判断ができません。

【高橋（哲）委員】表の数字は、20パーセントの免除対象者を考慮していないのですか。

【事務局】していません。

【高橋（哲）委員】であれば、井上委員が言われたとおり、判断ができません。

【事務局】単価の考え方は、施設定員数で計算しているため、このような表になっています。

【岡崎委員】この18.7パーセントというのは、毎年数字が異なるということですね。

【事務局】はい。年度によって変動があります。

【井上委員】負担率を30パーセント以下にすると定め、現在の7,000円から8,000円にしたとしても、それが値上げに相当するのかどうか。どう説明すべきか、明確になりません。

【事務局】受益者負担金算定の際には、減額や免除の分は市がその分を負担するという考え方をういて、経常経費と施設定員で金額を決定すべきだと思います。

【井上委員】市民からすれば、保育料の算定基礎が分からないといけません。

あるいは市がここまで負担するというベースがあつての話ならば、需要と供給の中で保育料が変動するということはわかりやすいのですが。

今回、例えば8,000円に変更すると、市民にとっては値上げになりますが、その根

拠をどのように説明するのが問題になります。

【高橋（洋）部会長】始めに金額ありきではなく、まず負担率ありき、であると思います。その方が後々説明もしやすいと思います。

【井上委員】八王子市としての保護者負担率の考え方を定めて、その残りを市が負担するというようなものを示さないと、決めようがないのではないのでしょうか。

【事務局】平成26年度までは、例えば70人規模の学童保育所の補助基本額というものが300万円と小さく、その3分の2を国と都が補助する、というようなものになっています。そのため、市の超過負担がかなり発生しています。

【井上委員】だからこそ、パーセンテージを示して、その中で適正な保育料を設定する、という方向性を打ち出すべきではないのでしょうか。市の負担が増大するのであれば、金額もそれに応じて改定する、という方が分かりやすいのではないのでしょうか。市民の負担は増大しますが、それは市の責任ではなくて国の制度の問題ですから、仕方ありません。

【事務局】しかし、負担率を30パーセントとする根拠もありません。

【岡崎委員】市が持続可能な財政運用ができる範囲でどれだけ負担できるのか、ということではないのでしょうか。

【事務局】元々、7,000円の料金設定自体が、保護者負担2分の1という国の考えに合致していません。不足分を市が負担してしのいできましたが、一般財源での負担が年々増大しています。

【高橋（哲）委員】だとすれば、やはり市が持続可能なのがどの線なのか。まず、これまでこれだけの負担率でやってきて、非常に苦しい状況だという説明があって、他市の状況なども参考にし、これだけ上げなければやっていけないのでご理解ください、という流れになるのではないのでしょうか。そうでなければ説得できません。

【事務局】最終的には市の政策決定として、そうして決められていくと思います。ここでは、まず、国の保護者負担2分の1をそのまま適用するのは無理なので、保護者負担の軽減も考慮する、という形で話を進めたいと思っています。

【高橋（哲）委員】その点については理解できます。

【事務局】その上で、具体的な金額や負担率のパーセンテージについては、根拠となる要素が判明してからとしたいと考えています。

【井上委員】現行の負担率が26パーセントであるならば、このままでは厳しいので少し上の30パーセントを上限とする、というラインがおおむね妥当ではないか、というよう

な意見を部会として出す分には構わないと思います。30パーセント以下のどの金額を具体的に設定するかは事業ベースの話なので、行政サイドが判断することになると思います。今後の制度改正や質的な向上、新しい展開を進める上で、30パーセントの負担率はやむを得ない、という考えを示すことはできると思います。

【岡崎委員】市としては、負担が何割であれば妥当と考えているのですか。

【事務局】補助の詳細がまだ示されていないため、市としても具体的な率については根拠のある数字を出すことができません。

【井上委員】だとすれば、委員としては現行ベースを基準に考えるしかありません。

【栗本委員】料金が上がるのなら、相応の理由がなければ理解してもらえないと思います。

【事務局】人員配置などを含め、サービスの質的には現行よりも向上する形になります。

【岡崎委員】例えば同じ2,000円アップでも、家庭の経済状況によって受け取り方が違うと思います。そこを解消するには、どうしても応能負担という考え方が出てくると思います。学童保育所の料金は使用料として徴収しているとのことですが、体育館やテニスコートのそれとは質が違うと思います。使用料という考え方を変えることはできないのですか。

【事務局】現行では使用料という整理で、かかる経費をどのように負担するのか、という考え方で金額を設定しています。そのため、所得の格差については減免規定で対応しています。

就学援助は家賃なども含めて算定しているため、かなり多くの世帯が準要保護世帯として認定されていて、低所得の世帯は既に免除対象となっています。したがって、料金が上がったとしても、その対象は一定の所得がある世帯となります。

【高橋（洋）部会長】先ほどから、国、都の補助額が分からないという話ですが、明らかになるのはいつごろですか。

【事務局】現在、決定時期自体を検討中とのことで、早くても年明け、場合によっては翌年度になる可能性もあります。

【高橋（洋）部会長】それを待って金額を決めるのでは遅すぎるので、ここで市の方がパーセンテージについて考え方を示すことは出来ないのでしょうか。

【井上委員】今年はそれでやってみて、翌年度は前年度決算の数字を見て、毎年見直しをするという仕組みであっても構わないのではないのでしょうか。

【新堀児童青少年課長】保育園と違い、学童保育料については金額が条例で定められてい

るため、毎年の改定は難しいと考えます。

【岡崎委員】繰り返しになりますが、応益負担の考え方の上で、市としてはどれぐらいの率ならば持続可能だと判断しているのですか。

【事務局】本来の地方財政の考え方からすれば、保護者負担が2分の1である必要があります。ただし、一般財源をどれだけ道路に使うのか、学校に使うのか、学童保育所に使うのか、という判断が出てきます。どの負担率が正しいのか、どのぐらいの率ならばやっていけるのか、ということは、市の予算編成の中で決められていくものとなっています。

【岡崎委員】本音としては2分の1の負担にすべきだという部分があっても、子育てしやすいまちナンバーワンをうたっている訳ですから、子育てのために財源をどれだけ割り振れるのか、どのように頑張ってもらえるのか、ということをお伺いしたいです。

【事務局】利用者側がいくらまでならご理解いただけるのかという問題と、財政上の問題があり、事業所管だけでは判断できない問題です。市の考えではなく、あくまで担当としての考えですが、8,000円から1万円くらいが妥当ではないかと考えています。

【高橋（哲）委員】国の基準を実際に適用するのが難しい、という点は理解します。現在の7,000円だと市の負担率がこうなっている、ということも分かりますが、急激な増額はやめてほしい、というのが審議会の意見で、あとは市の方で総括的な判断をしたなかで、しっかりとした説明がつけられるような形にしてもらいたいと思います。現在の内容では、それ以上、意見の言いようがありません。

【立石委員】親の立場から言うと、2,000円のアップは非常に負担感が強まりますし、払えないから学童の利用をやめる、という人が増えるのではないのでしょうか。それによって、遅い時間まで子どもが町をうろついてしまう、というような状況が増えてしまったら、その方が問題だと思います。1,000円アップはやむを得ないとしても、2,000円、3,000円アップは難しいと思います。

【高橋（哲）委員】現在は学童保育所だけの問題として議論していますが、本来は放課後子ども教室などと連携し、そちらでどれだけのフォローができるのかも考えなければいけません。

【高橋（洋）部会長】審議会としては、7,000円から大幅には上げない、ということが1つの考え方として言えるのではないのでしょうか。

【井上委員】八王子市としては、保護者負担はおおむね3割程度を目途とする、という考え方を持っていて、あとは行政ベースで決めるべきことだというのが、審議会として言える部

分だと思います。今後、放課後子ども教室についても応益負担の考え方を持つなどといったことも含めて、あり方を検討する必要があります。

教育委員会の就学援助該当者に対する免除を減額にするという部分ですが、基準案はありますか。

【事務局】就学援助世帯について、これまでは一切の支払いが発生しなかったものを、おやつ代相当額を支払ってもらい、などの案を考えています。現在、同じ就学援助を受けている児童でも、学童保育所に入るとおやつが出て、放課後子ども教室の場合はおやつが出ないという状況があります。やはり多少の負担を求めないと、公平ではないと思われそうです。

【井上委員】支援をするという福祉の考え方の中で、おやつが出るから値段を上げるとすると、就学援助をする意味を否定することになってしまうのではないのでしょうか。負担を上げるということは、ハードルを上げて排除するということになりかねません。そのため、バリアにならない程度の負担額とする必要がありますし、一律に負担を掛けるのではなく、状況に応じた対応をとるべきだと思います。就学援助世帯でも所得に差があるのではないのでしょうか。

【事務局】就学援助世帯は生活保護基準の1.1倍で判定するので、内部に大きな差はないと考えます。

【高橋（洋）部会長】おやつ代は月額いくらですか。

【事務局】月2,000円相当としています。

【井上委員】就学援助世帯に対して月額2,000円の負担を求めるのは、かなり厳しいのではないのでしょうか。

【平塚子どものしあわせ課長】就学援助の場合、給食代も免除になるため、おやつ代も食費であることを考えると、どう取り扱うべきか難しい問題です。

【山口委員】就学援助についても、ひとり親の場合とそれ以外で違いがあるのではないのでしょうか。また、持ち家で正職員として働いていても就学援助に該当する場合があります。

【平塚子どものしあわせ課長】共働きでも、世帯の基準額より低ければ就学援助に該当します。世帯収入で判定しますが、世帯の人数が多ければ基準額もある程度高くなります。また、賃貸住宅の場合、家賃分が控除されるという要素もあります。

【山口委員】ひとり親で収入の低い世帯などでは、2,000円の増額はかなり厳しいのではないのでしょうか。共稼ぎである程度の年収がある場合については、負担を求めるという考え方も成立すると思います。

【井上委員】学童保育所の入所の際に所得を把握することは難しくありませんか。

【平塚子どものしあわせ課長】現在は就学援助の対象かどうかだけで判定しており、所得の状況を確認する手段はありません。

【井上委員】そうなると、所得による基準を引くことはできないということですか。

【平塚子どものしあわせ課長】所得による判定をするには、子ども家庭部に対する申告を行うなど、申請の仕方を抜本的に変える必要があります。

【井上委員】所得確認のために各種の書類を出すとなると、事務量も相当増大します。

就学援助を受けている世帯が経済的に苦しいことを考えると、福祉政策として、この提案は厳しいのではないのでしょうか。もちろんこれは部会としての意見なので、その上で市が判断してもらえれば構わないと思います。

ただ、基準無しで一律に徴収するとなると、低所得者に対するバリアになってしまうので自分としては採用できないと思います。他の方はどうお考えでしょうか。

【事務局】2,000円の金額設定が正しいかはともかく、他市をみると、おやつ代は徴収するという運用をしている例もあります。

今回の八王子市の案は、おやつ代として別に徴収するのではなく、例えば7,000円の5分の4を免除し、残りの金額を保育料として支払ってもらう、などの方式を考えています。

【井上委員】学童保育の事務当局が収入を捕捉して、収入が一定以下の家庭からは徴収しないという対応をとれるならよいのですが、それができないのであれば、現行で行っているやり方のほうが良いと思います。

【新堀児童青少年課長】色々意見がでました。それらを踏まえて、また改めて保育料のことを含め、お考えいただくことでお願いします。

【井上委員】あと、延長保育料に関して、延長保育を利用する親からすれば、働く際に子どもを預ける先に困っている訳です。この値上げの金額はいくらを予定しているのですか。

【事務局】明確な根拠はありませんが、月20日間とすれば、一日500円で10日使った分、5,000円とするようなことを考えています。

【井上委員】5,000円は高いです。

【高橋（洋）部会長】保育料と合わせたら1万2,000円となります。

【事務局】事業者側からも意見が出ているので、その点についてご意見をお伺いしたいと思っています。

【山口委員】延長保育料が安いから、安易に遅くなる例があります。中には、仕事ではなく遅くなっている人もいます。自分の趣味のために遅くなるなどという人もいて、あまり安くすると安易に子どもを預けるという面もあるので、ある程度、延長保育料をきちっと徴収する必要があります。健全育成の面から、もっと子どもを大切なものとして接していただきたい、ということが事業所の希望としてあります。現在、月に7回以上使えば料金は変わらないので、7回使えばあとはもう同じ、ということでは遅くなるといった親もいます。

【高橋（洋）部会長】そういう人と、どうしても仕事の都合で遅くまで預けざるを得ない人の比率のようなものはわかりませんか。また、そういった方には、指導員の方などがこの時間帯までに迎えに来てくださいと指導するという方法では効果がないのでしょうか。

【山口委員】それはその都度伝えているのですが。

【井上委員】こういった制度は、一番必要としている子どもに焦点を当てるべきで、子どもを弾き出すようなことはいけません。

この延長保育料については、事業者が直接徴収し、徴収した中で延長保育の費用を支出するのですか。

【事務局】指定管理者の利用料金制で、事業者が直接徴収します。

延長保育にかかる部分については、指定管理料として市からも支払いをしています。そのため、直接徴収した分は事業者の収入として認めています。

ただし、延長保育の場合は、二回目のおやつを与えることにはなりますが、その費用は徴収した中から出ています。

【井上委員】では、おやつ代相当額ということですか。

【事務局】現状では、相当額程度にしかかかっていないと思います。

【高橋（哲）委員】性善説に従って、福祉的な配慮をしたうえでやり方を定めてはいますが、実態は色々と想定と異なった部分があるという状況で、現場の指導員からもなんとかならないか、という声があります。

ただ、この表に示された日額と月限度額のバランスがこのままで良いのか、という問題はあります。

【井上委員】日額と月限度額の差はどのようなものですか。

【山口委員】6時半から7時までだと1日300円で、7回利用すると2,100円になるのですが、そうなった場合、2,000円しかとりません。7時半までだと500円か

かり、6回預けると限度額の3,000円に達してしまいます。

【岡崎委員】学童を利用するのは低学年の児童が中心なので、夜の7時半まで夕ご飯も食べないで学童保育所に居るのはかわいそう、なるべく早く帰って家族と過ごしてほしい、と指導員の方が考えるのは分かります。しかし、現在、まだ労働条件は良くない中で、都心に勤めるような方だと通勤に時間がかかってしまいます。6時に職場を出ても学童保育所に着くのが7時、7時半といった時間になってしまいます。そういった点について、現場の方から何か意見は出ていますでしょうか。

【山口委員】知っている範囲では、都心に通っている人はそれほどいなくて、ほとんどが八王子市内、遠くても立川あたりという具合です。

【井上委員】中心区域と、それ以外の場所では状況が違うのではないのでしょうか。

【高橋（哲）委員】そもそも、延長保育が7時30分までであるにもかかわらず、その時間を守らない人がいるという点が問題だと思います。その中で、いくら注意しても常習的に行う人がいます。

【岡崎委員】現場では、毎日7時30分まで対応するようにシフトを組んでいるのですか。

【高橋（哲）委員】対応するために、できるだけ事前の連絡をお願いし、調整をしています。

【岡崎委員】ほぼ毎日7時30分まで預ける必要がある人に対して、延長時間を含めた料金設定などはできないのでしょうか。

【高橋（哲）委員】その人が1年間ずっと7時30分まで利用するとは限りませんので、難しいのではないのでしょうか。

【山口委員】迎えが遅くなる場合は、近くに住んでいる祖父母が迎えに来る例もあります。

【岡崎委員】地域で第二学童のようなものがあると良い、ということでしょうか。

【山口委員】しかし7時30分、あるいは8時過ぎまで学童に残る子どももいまして、3年生以下で、食事もせずに8時まで学童にひとりである、というのは問題だと思います。

【岡崎委員】放課後子ども教室との連携の話が出ましたが、もし延長保育が大きな問題であれば、第二学童のようなものも考えていかなければならないのかな、と思いました。

【井上委員】確かに9時、10時までやっている学童もでてきています。保育所がそういったシフトになってきています。働き方が多様になっているので、その時間帯に帰ってくる事が出来ない親がいます。

【岡崎委員】民間の保育所などとの連携をうまくやって、学童は7時までとし、その後を

引き継ぐような別のシステムを作ることを提案するのはどうでしょうか。

【井上委員】全ての学童が出来なくても、ニーズが高い拠点的な場所に対応するという考えもあります。必要性があるなら、新しいあり方ということで検討する余地があると思います。

【岡崎委員】本当に必要な人は、そういった場所に行き、決められた時間以降は別の場所に引き継ぐとなれば、必要のない人は必ず迎えにくると思います。

【山口委員】別の場所に移動するとき、低学年の小学生が独りで行くわけにはいきません。ちゃんと付き添いの人がいなければ移動できません。

【岡崎委員】近くに保育園などがある状況ならば、可能ではないでしょうか。

【高橋（哲）委員】必要な方がいれば相談には乗りますし、現在でも有償ボランティアなどでそういった制度が無い訳ではありません。対応をしていくことは必要ですが、学童保育所では7時半までだという約束をほごにしてしまうような例があるのは良くありません。

【岡崎委員】そういった方が多いのかも知れませんが、その人たちのために本当に必要としている人が子どもを預けられないというのも本末転倒になります。

【高橋（洋）部会長】それは新たな制度の問題で、議題に立ち返ると、審議会としては文言を修正してほしいということと、事務局は利用料の引き上げを検討しているが、根拠となるものがまだ弱い、ということを押さえておく、というくらいで、現在のところはよろしいでしょうか。

【岡崎委員】せっかくの答申ですから、先ほどの話が皆さんの了承を得られるのであれば、審議会としてはこういった提案もあった、という部分を付け加えてもらえると、今後につながるのではないのでしょうか。いつまでも不確かな状況を先送りしていると、この状況から脱却できません。

【井上委員】困っている現状について現場から声が上がっているのであれば、その対策を立てないと、一番に考えてあげなければいけない子どもが置き去りになってしまいます。一部の親の対策で保育料を上げては元も子も無いですし、そこは今後検討すべきということで加えてほしいと思います。

そして、この月額料金引き上げについての是非ですが、例えば事業者の方々の質的な改善、延長保育時間の延長などの理由があれば、やむを得ないと思いますが、現時点でそういったものが見えない中、おやつ代というだけでは簡単に引き上げて良いですよとは言えないと思います。

【高橋（哲）委員】日額と月の限度額のバランスがこれで適切かという点からすれば、最大で5日分ではなく、もう少し取ってもいいのではないか、というのはある程度説得力があると思います。

【井上委員】例えば限度額を1,000円ずつ上乗せする、というような内容ならわからないでもないですが、その場合でも保育料自体の上昇を考えると、合計で1万1,000円から1万2,000円になってしまいます。

【事務局】以前に審議していただいた際は、月額の上限設定については廃止しても良いのではないかとのご意見もありました。ただ、廃止してしまうと本当に必要な人が高額の高額を払うことになってしまうため、やはり月の限度額と日額の差をもう少し考えた方が良い、という話が出ていました。

【立石委員】延長保育を利用する方については、就労証明を提出してもらおうとか、利用できる事由と時間について利用者にもっと意識してもらった方が良いのではないのでしょうか。

【井上委員】保育園と同時に利用している方もいますし、保育園の利用料金とのバランスを見ることも必要だと思います。

【山口委員】保育園の方が料金が高いため、迎えに行くのは保育園が先になる傾向があります。

【高橋（哲）委員】現在いただいている資料や説明からだとは、一般論として、出来れば値上げはしないしてほしい、くらいの事しか言えないかなと思います。他にきちんとした理由を示してもらえれば、その上で意見を述べることはできますし、その意見を踏まえたうえで、市として値段を設定していただければと思います。

【岡崎委員】今日配っていただいた新聞記事にもあったように、女性の就労の後押し、労働力の確保という観点からも、出来るだけ支援を広げるべきではないのでしょうか。

【新堀児童青少年課長】今回、いろいろな意見を頂きまして、事務局としても気づけなかったご指摘等がありました。整理させていただいて、再度構築したものを提示させていただきたいと思います。特に延長保育に関しては、具体的な案をどの程度示すことができるか、検討させて頂ければと思います。

【井上委員】確認ですが、30パーセントの負担というのは、単に値上げを認めるのではなく、あくまでも質の向上があり、指導員の増員などを含めて、限度がそこであるという考え方のもとである、ということです。その点は入れてもらいたい。

【新堀児童青少年課長】承知しました。

【高橋（洋） 部会長】 パブリックコメントの前に、入所基準について確認したいと思いますが、事務局からの今回の提示はどうなっていますか。

【事務局】 資料にあるように、基本的に現行のものとほぼ同じになっていますが、就労の要件について、日数と時間で設定していたものを週あたりの時間に置き換えています。あとは、優先入所の考え方が国から示された点を反映しています。

ただし、障害児については、こういった形で受入が可能なのかなどの課題が残っています。

【井上委員】 障害児については、受入の判定をする入所審査会議のことも含めて記載しないといけないと思います。そこでの自立支援計画などを受けて、学童保育所で受入が可能な場合に限り、といった注釈をつける必要があります。部会として、障害があれば常に優先的に入所できるという意見を持っているわけではありません。そうでなければ、学童の現場が潰れてしまいます。

【新堀児童青少年課長】 部会の中で意見を頂いたものについては、答申案の中で反映をさせていく形で進めています。その答申案として盛り込む内容と、ご意見としていただいたものを資料の中に整理してあります。本日は時間も無いため、お持ち帰りいただいて、確認をお願いします。不足の部分、改善点などについては後日、整理をしていきたいと思えます。

【高橋（洋） 部会長】 パブリックコメントについては、資料が準備出来次第、委員に配布してもらえますか。それで意見がある場合は事務局に寄せたいと思います。

【新堀児童青少年課長】 最後に、児童の自立と支援を目的とした放課後の居場所について、資料にイメージを載せています。今回はこの件についても意見を頂きたいと思っています。

【高橋（洋） 部会長】 では、長時間にわたりありがとうございました。